

~大宮支部研修~ 在職老齢年金制度



望月FP社会保険労務士事務所
望月 厚子

このレジュメは、2024年1月19日現在の法令・各種制度等を参考にしています。
受講して下さった方に限り、レジュメの使用・転載していただいて構いません。
なお、出典元については、必ず記載下さいますようにお願い致します。

1. 在職老齢年金制度の仕組み

在職老齢年金制度（在職中の年金）とは

60歳以降、厚生年金保険に加入しながら、受け取る「老齢厚生年金」または「特別支給の老齢厚生年金」のこと

老齢厚生年金の額(基本月額)と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)の合計額によって、年金額の一部または全額が支給停止となる場合がある

基本月額

加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額

総報酬月額相当額

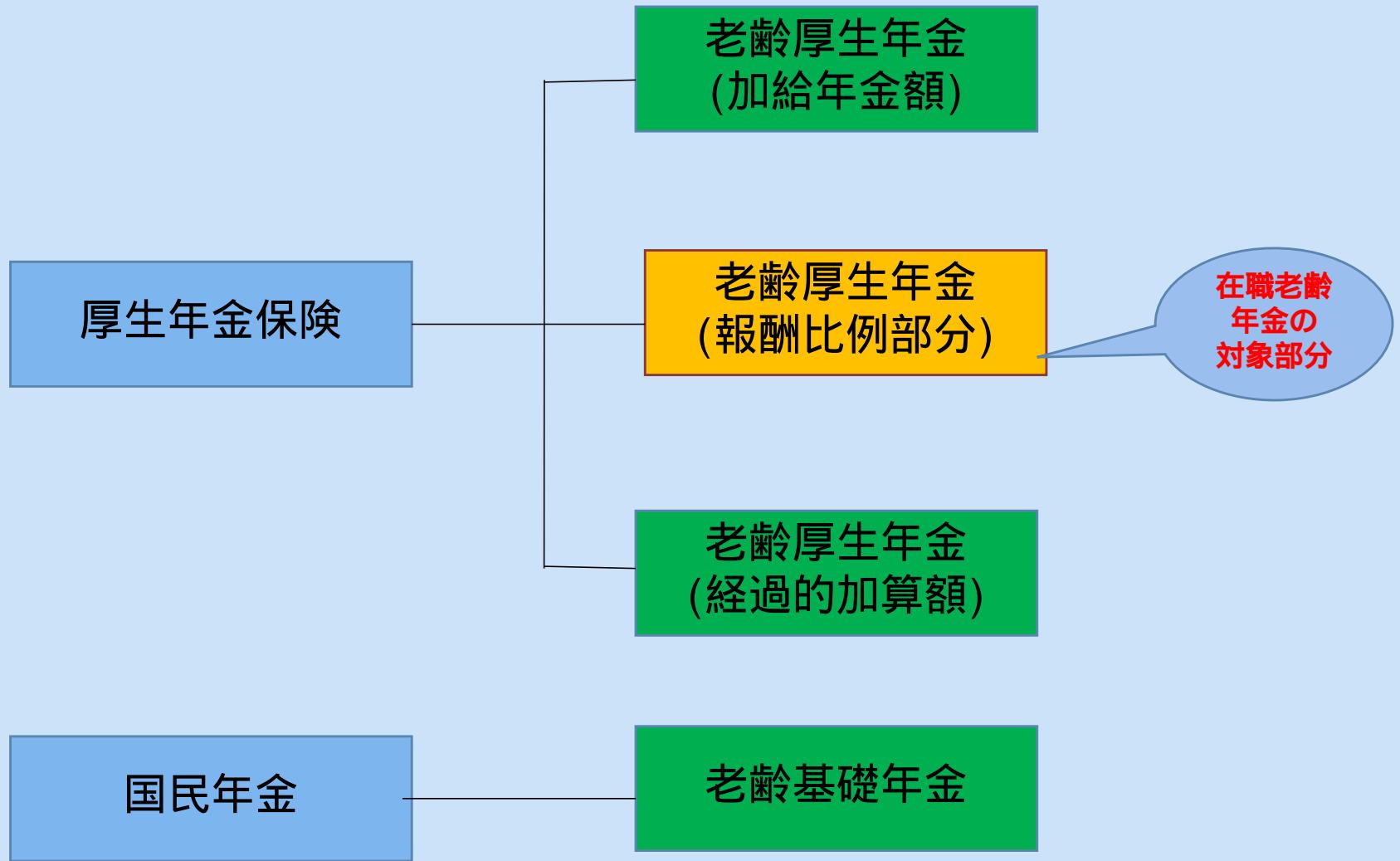
(その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12

厚生年金保険に加入していない人は、**在職老齢年金の適用なし**

老齢基礎年金は、在職老齢年金の適用がないため、**全額支給**

2. 在職老齢年金の対象部分

(例) 65歳時



3. 在職老齢年金制度の改正

在職老齢年金制度の改正 (参考資料①)

年金制度改正で、在職老齢年金は、年齢の区分がなくなった

改正前（令和4年3月以前）

「低在老（60歳～65歳未満）」と「高在老（65歳以上）」に区分

改正後（令和4年4月以降）

年齢の区分廃止

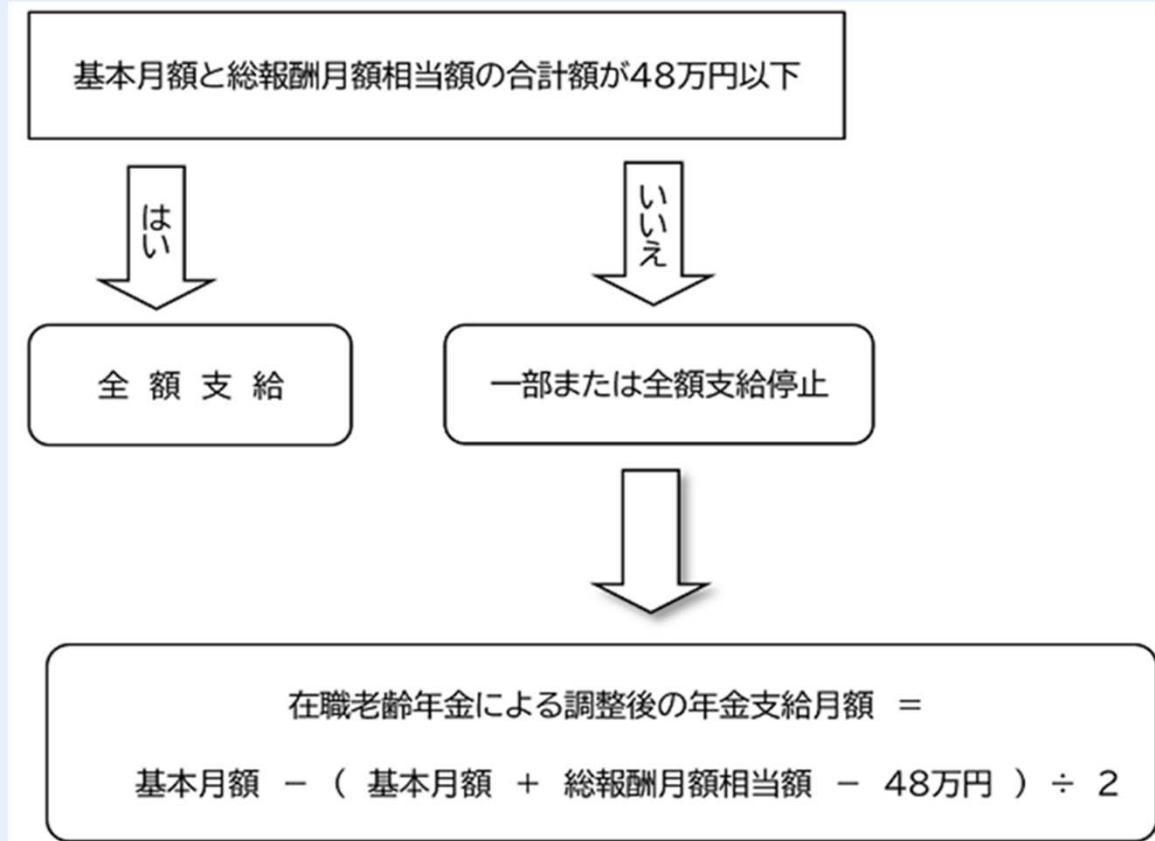
区分	支給停止基準額 (令和4年3月以前)	支給停止基準額 (令和4年4月以降)
65歳未満	28万円	
65歳以上	47万円	47万円（注）

（注）令和5年4月以降は、48万円

（注）令和6年4月以降は、『50万円』に見直される

4. 在職老齢年金の計算方法

在職老齢年金の計算方法のフローチャート (出典元 日本年金機構)



(注) 令和6年4月以降、「48万円」が『50万円』に見直される

5. 在職老齢年金の計算例

【ケース】

老齢厚生年金の額 180万円（基本月額15万円）、総報酬月額相当額 41万円

【解説】

$$\text{基本月額} \quad 180\text{万円} \div 12 = 15\text{万円}$$

$$\text{総報酬月額相当額} 41\text{万円} + \text{基本月額} 15\text{万円} = 56\text{万円}$$

48万円超 在職老齢年金の適用あり

$$\begin{aligned}\cdot \text{ 支給停止額} &= (41\text{万円} + 15\text{万円} - 48\text{万円}) \div 2 \times 12 \\ &= 48\text{万円} \quad [\text{月額} 4\text{万円}]\end{aligned}$$

$$\cdot \text{ 年金支給額} = 180\text{万円} - 48\text{万円} = 132\text{万円} \quad [\text{月額} 11\text{万円}]$$

老齢基礎年金は、全額支給される

加給年金額は、**老齢厚生年金を1円でも支給されると、全額支給される**
高年齢雇用継続給付を受給する場合、在職による年金の支給停止だけでなく、
さらに、年金の一部が支給停止になる

6．高年齢雇用継続給付を受給する場合

高年齢雇用継続給付（60歳以上65歳未満）とは

60歳到達等時点に比べ、賃金が75%未満に低下した場合、
60歳以上65歳未満の雇用保険被保険者に支給

「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」がある

- ・60歳以上65歳未満で雇用保険の一般被保険者である
- ・被保険者だった期間が5年以上ある
- ・原則、60歳到達時点と比べて60歳以降の賃金月額が75%未満に低下

高年齢雇用継続給付の支給額

- 60歳以降の賃金が61%以下の場合

15%

（令和7年度から新たに60歳となる人は10%に縮小）

- 60歳以降の賃金が61%超75%未満の場合

賃金割合に応じた率（0.44%～15%）参考資料④)

7. 高年齢雇用継続給付の計算例

【ケース】

老齢厚生年金の額 120万円（基本月額10万円）
60歳到達時点で月額35万円だった賃金額が月額20万円に低下

【解説】

基本月額 $120\text{万円} \div 12 = 10\text{万円}$ 、 総報酬月額相当額20万円

- ・ 総報酬月額相当額20万円 + 基本月額10万円 = 30万円
48万円を超えないため、在職老齢年金の適用なし

高年齢雇用継続を受給すると、年金の一部が支給停止となる

- ・ 高年齢雇用継続給付を受給することによる年金の支給停止額
= 標準報酬月額(20万円) × 6% = 1.2万円 【月額】

高年齢雇用継続基本給付金の支給額

- ・ 支給額 = 賃金(20万円) × 15% = 3万円 【月額】

8. 経営者への年金アドバイスピント

- ・厚生年金保険に加入している場合、在職老齢年金制度が適用される
- ・年金は、1円も受け取れないと思い込んでいる場合がある
- ・受給開始年齢(資料参照)の約3か月前に、日本年金機構から「年金請求書(事前送付用)」が本人の宛てに送付
年金請求書が届いてから年金受給の相談を受けた場合、このタイミングだと**対応が遅い**かもしれない
- ・**役員報酬が高い**場合、老齢厚生年金を受給できるか?
 - ① 老齢厚生年金に加入しない
 - ・退任して厚生年金保険の被保険者でなくなる
 - ・70歳被用者でなくなる
 - ② 役員報酬の引き下げ
 - ・事業年度開始日から3か月以内
 - ・随時改定(4か月目から)

経営者の受給開始年齢確認、委任状、予約相談、最新の年金見込額入手
(参考資料④～⑦)

9. 在職老齢年金の計算例(役員報酬)

【ケース】

老齢厚生年金の額 180万円（基本月額15万円）
役員報酬100万円 総報酬月額相当額 65万円

【解説】

・総報酬月額相当額 **65万円** (役員報酬のみ)

$$\begin{aligned}\text{・支給停止額} &= (65\text{万円} + 15\text{万円} - 48\text{万円}) \div 2 \\ &= 16\text{万円} \text{ (月額)}\end{aligned}$$

支給停止額16万円 > 基本月額 15万円

老齢厚生年金は、**全額支給停止**

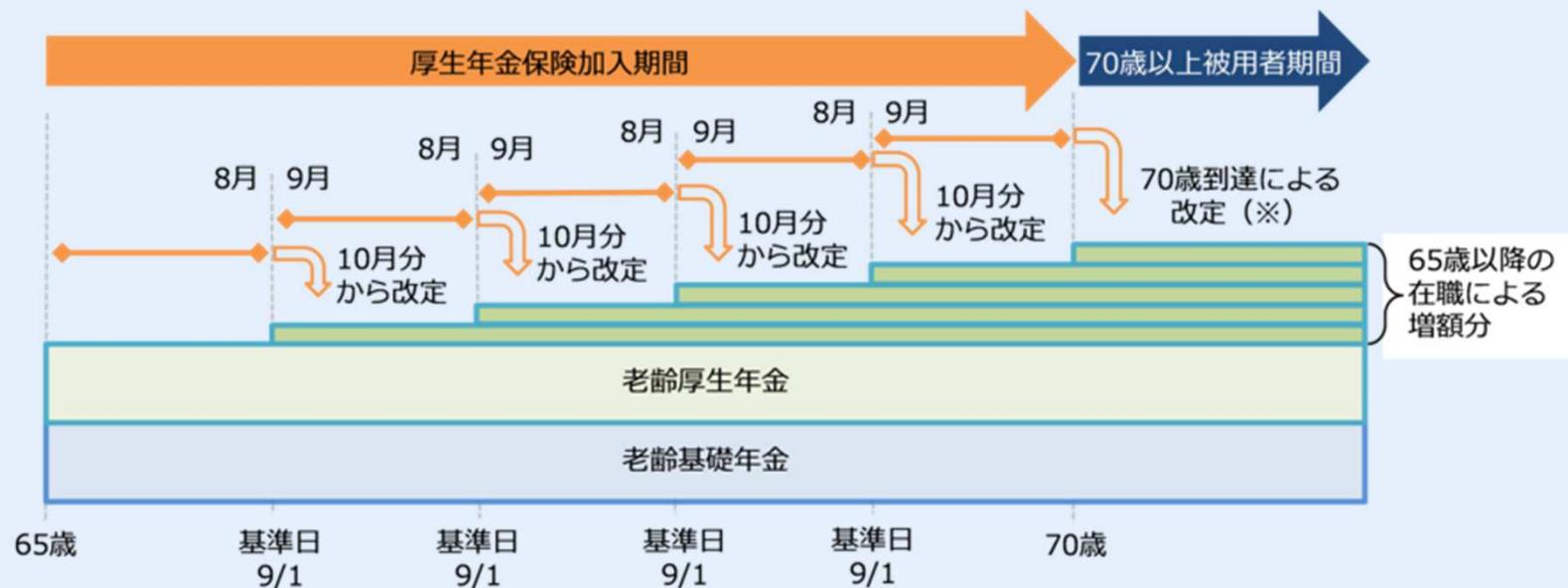
老齢基礎年金は、**全額支給される**

加給年金額は、老齢厚生年金を1円でも支給されると、全額支給される
基金代行額がある場合、基金代行額も含めて基本月額を算出する
65歳以降の老齢厚生年金が在職老齢年金で一部または全部が支給停止
停止されている場合、その停止された部分については**繰下げによる増額の対象外**

10.在職定時改定制度の導入

在職定時改定制度（令和4年4月以降）とは（参考資料②）

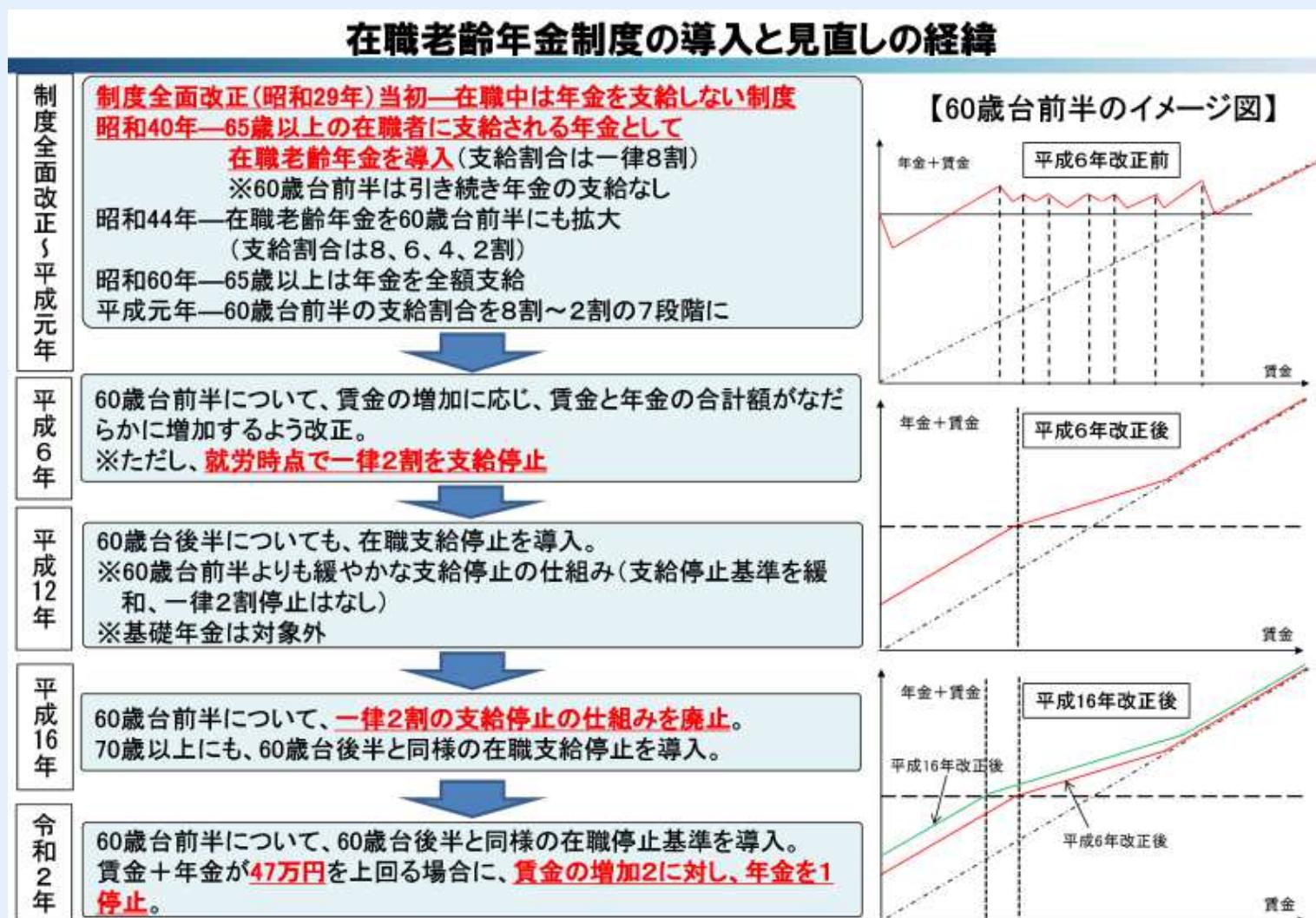
毎年、基準日（9月1日）に厚生年金保険に入中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給権者について、前年9月から当年8月までの厚生年金保険加入期間を反映して、年金額を毎年10月分（12月支給分）から改定



給与20万円で1年間厚生年金保険に加入
老齢厚生年金が年間13,000円ほど増額

緑下げ待機者は、在職定時改定の対象者となるない

参考資料① 在職老齢年金制度の変遷



参考資料② 令和4年のおもな改正（社会保険編）

日付	制度	タイトル
令和4年 1月1日	健康保険	①傷病手当金の支給期間が通算化
1月1日	雇用保険	②マルチジョブホルダー制度導入
4月1日	育児介護休業	③育児休業等に関する事業主の講ずべき措置の義務化 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
4月1日	厚生年金保険・国民年金	⑤令和4年度の年金額改定 年金額は0.4%の引き下げ 年金手帳から基礎年金番号通知書へ ⑦老齢年金の繰上げ減額率の見直し 老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引き上げ
4月1日	厚生年金保険	⑨65歳未満の在職老齢年金制度の見直し 65歳以上の被保険者に在職定時改定制度の導入
10月1日	育児介護休業	産後パパ育休（出生時育児休業）の創設 育児休業の分割取得
10月1日	健康保険、厚生年金保険	短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用拡大 (令和4年10月1日、令和6年10月1日)

参考資料③ 高年齢雇用継続給付の支給率

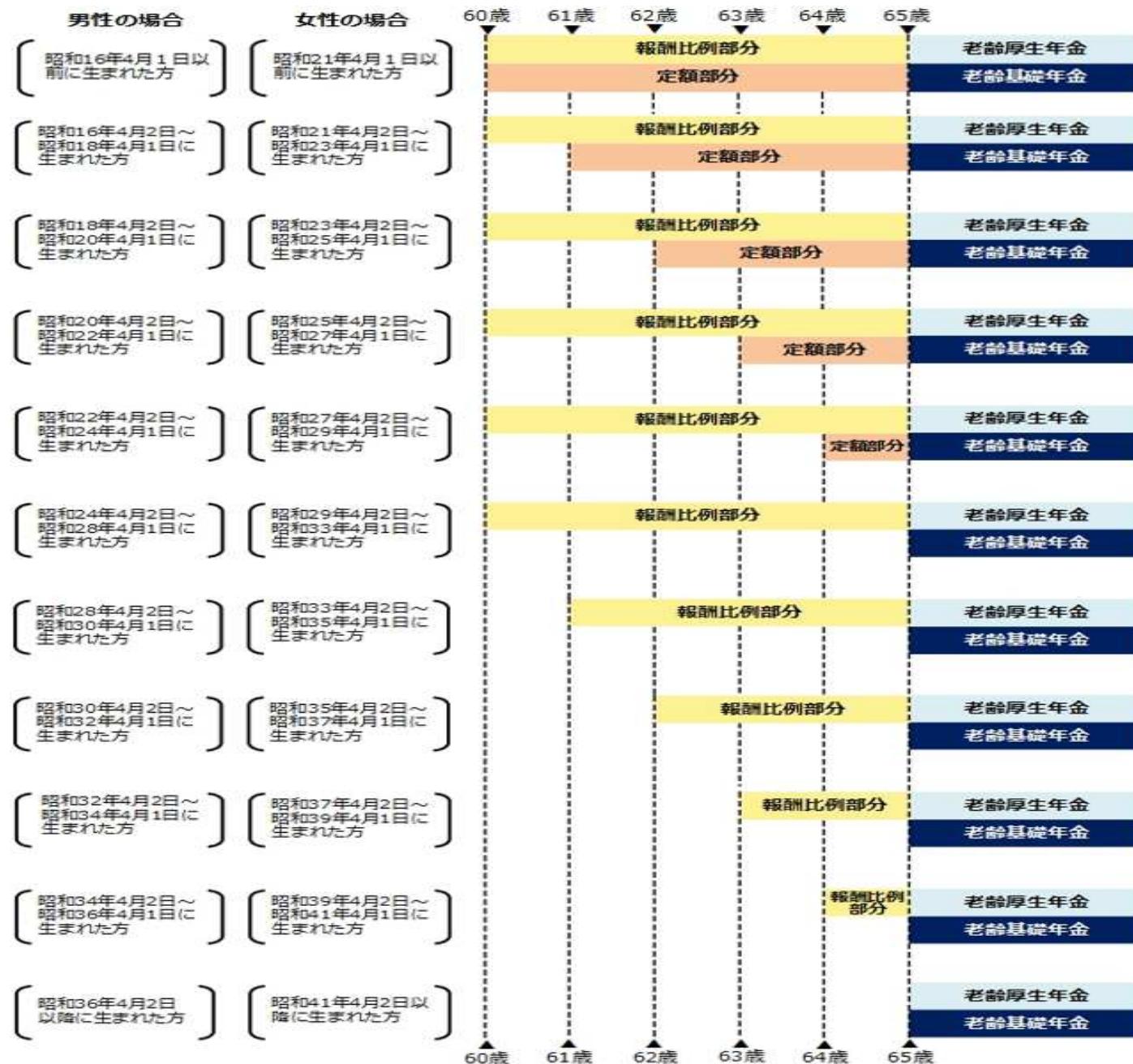
賃金の低下率	支給率
75%以上	0.00%
74.5%	0.44%
74.0%	0.88%
73.5%	1.33%
73.0%	1.79%
72.5%	2.25%
72.0%	2.72%
71.5%	3.20%
71.0%	3.68%
70.5%	4.17%
70.0%	4.67%
69.5%	5.17%
69.0%	5.68%
68.5%	6.20%
68.0%	6.73%

賃金の低下率	支給率
67.5%	7.26%
67.0%	7.80%
66.5%	8.35%
66.0%	8.91%
65.5%	9.48%
65.0%	10.05%
64.5%	10.64%
64.0%	11.23%
63.5%	11.84%
63.0%	12.45%
62.5%	13.07%
62.0%	13.70%
61.5%	14.35%
61%以下	15.00%

[表の使い方]

(例) 60歳到達時賃金40万円、60歳以降の賃金28万円に低下
賃金の低下率 = 28万円/40万円 × 100 = 70.0%
表の賃金の低下率70.0%の場合の支給率 4.67%
支給額 = 28万円 × 4.67% = 13,076円

参考資料④ 受給開始年齢



・老齢年金の受給開始年齢は**65歳**

・ただし、経過措置で、**生年月日と性別**に応じて、それぞれ受給開始年齢が異なる

出典元：日本年金機構ホームページ

参考資料⑤ 委任状と委任状の記入例

【委任状】

委 任 状

日本年金機構 あて

※網掛け部分は記入が必要です。

【受任者(来所される方)】

フリガナ	委任者(ご本人) との関係
氏名	
住所	〒　　—　　電話 (　　)　—

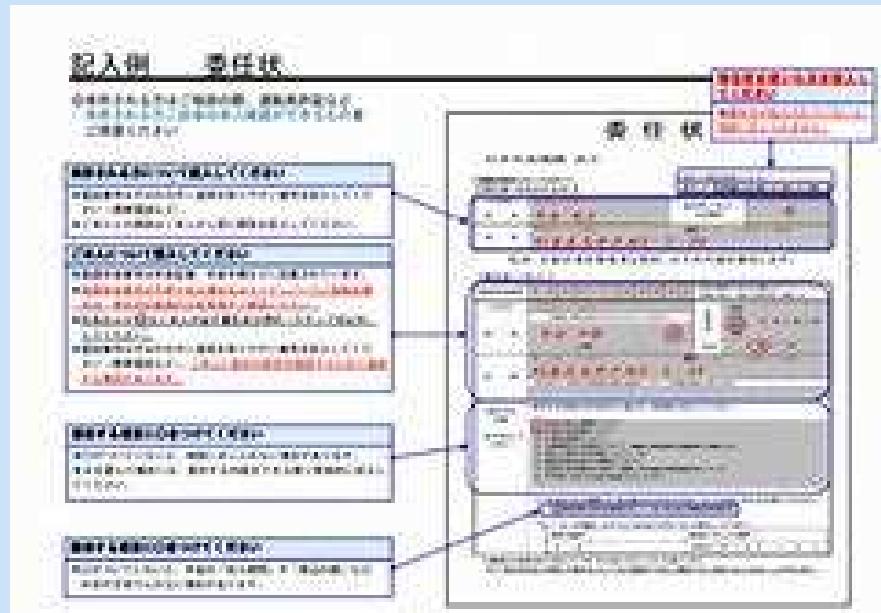
私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

【委任者(ご本人)】

基礎年金番号	—	基礎年金番号が不明である場合又はマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。			
フリガナ					
氏名	(旧姓)	印	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	年　月　日
住 所	〒　　—　　電話 (　　)　—	性別	男・女		
委任する 内容 (必ず記入して ください)	委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください。				
	1. 年金の加入期間について 2. 年金の見込額について 3. 年金の請求について 4. 各種再交付手続きについて (裏面の(住所等の注意事項)をご確認ください) 5. 死亡に関する手続きについて (注) 6. 国民年金の加入手続きについて 7. 国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について 8. その他 (委任する内容を具体的に記入してください) ()				
	○ 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する				
	(注) 「5.」の場合、以下に亡くなられた方について記入してください。				
	<table border="1"><tr><td>基礎年金番号</td><td>委任者(ご本人)との続柄</td></tr><tr><td>氏名</td><td>生年月日 明・大・昭・平・令 年　月　日</td></tr></table>	基礎年金番号	委任者(ご本人)との続柄	氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年　月　日
基礎年金番号	委任者(ご本人)との続柄				
氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年　月　日				

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。
なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。

【委任状の記入例】



代理人の場合、委任状が必要

参考資料 予約相談



年金相談は、**事前に予約**すると
待ち時間なくスムーズに相談できる

年金の請求手続きは、
インターネットで予約申し込み可

老齢年金の請求手続き
障害年金の請求手続き
遺族年金の請求手続き
未支給年金の請求手続き

参考資料⑦ 令和6年度の年金額改定

令和6年度の年金額は、令和5年度と比較して2.7%の引き上げ

【令和6年度のおもな年金額】

老齢基礎年金 (満額)	816,000円 (新規裁定者) 813,700円 (既裁定者)
配偶者加給年金額	408,100円 (特別加算額含む)
障害基礎年金(1級)	1,020,000円
障害基礎年金(2級)	816,000円
障害厚生年金(3級)	612,000円 (最低保障額)
障害手当金(一時金)	1,224,000円 (最低保障額)
子の加算額 (第1子・第2子)	各234,800円
子の加算額 (第3子以降)	78,300円
遺族基礎年金	816,000円
在職老齢年金の支給停止基準額	500,000円

ご視聴・ご清聴ありがとうございました

ご清聴
ありがとうございました

